

3 予防概要

各種火災予防啓発活動や市民防災会、防災協会等の自主防災組織の育成指導を積極的に行っています。また、防火対象物の立入検査等を通して、災害に強いまちづくりを推進しています。

(1) 火災予防

近年の本市における住宅火災での焼死事故の状況を踏まえ、高齢者や障害者等の世帯に対して住宅用火災警報器の設置促進を強化するため、市関係部局をはじめ、民生委員児童委員協議会等の関係機関との協力体制を強化し、様々な事業を通じて広報活動を行っています。

また、住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過し、今後、警報器の電池切れや故障の増加が見込まれることから、電池切れによる取り外しや不作動の状態を回避することを主眼に、適切な機器の交換や定期的な点検・清掃が行われるよう啓発を強化しています。

令和4年に発生した2度の旦過地区火災や枝光本町商店街での火災を受け、大規模な火災につながりやすい、木造の市場・商店街が密集する地域の店舗に対して、消防職員0Bである「防火指導員」によるきめ細かな防火指導や、地域ぐるみの消火訓練等を実施しました。

【第22表】市民防災推進行事実施状況

(令和5年度)							
No.	行事種別	回数	参加人員	No.	行事種別	回数	参加人員
1	防火・防災訓練等(市民防災会等)	117	12,198	5	地域会議等への参加	88	1,913
2	防火・防災訓練等(事業所)	284	25,443	6	消防演習	7	442
3	防火・防災講習(講演)会等	59	2,490	7	住民参加型災害図上訓練(DIG)	16	951
4	広報行事(署所見学・体験学習含む)	66	14,603				

(注) DIGについては危機管理室所管事業

【第23表】「消防士さんといっしょ」事業実施状況(過去5年間)

区分	対象校数	実施校数	実施率	講師数	受講延人数	備考
令和元年度	132	132	100%	117	15,987	学習指導要領の改訂のため、小学3、4年生に対して実施 小学3年生に対して実施
令和2年度	131	129	98.5%	78	7,968	
令和3年度	132	131	99.2%	78	7,757	
令和4年度	131	131	100.0%	78	7,619	
令和5年度	130	129	99.2%	78	7,470	

【第24表】住宅用火災警報器の設置率(消防庁発表)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
設置率	85%	85%	87%	87%	88%

(注) 各年6月時点(令和2年のみ7月時点)

【第25表】住宅用火災警報器の効果（火災件数）

区 分	ぼ や	部分焼	半 焼	全 焼	合 計
未 設 置	73	37	12	50	172
設 置	58	33	2	20	113

(注) 過去5年間（令和元年～令和5年）の火災のうち、住戸部分から出火した火災件数（設置不明を除く。）

【第26表】あんしん通報システム・緊急通報システム設置（稼働）状況

<直近10年間>

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置	562	463	373	361 (232)	1,618 (0)	1,361 (0)	340	334	351	389
撤去	594	661	574	559 (557)	1,930 (1,856)	1,633 (1,365)	375	402	468	454
稼働	3,945	3,747	3,546	3,348 (3,221)	3,036 (1,365)	2,764 (0)	2,729	2,661	2,544	2,479

(注) 1 緊急通報システムは、平成6年度に開始し、令和元年度末で事業を終了
 2 あんしん通報システムは、平成29年度に開始し、令和元年度末に緊急通報システムからの移行を完了
 3 平成29年度から令和元年度の（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

【第27表】あんしん通報システム・緊急通報システム受信状況

<直近10年間>

区 分	総受信件数	ハンズフリーによる応答		出 動 件 数		
		有	無	火 災	警 戒	救 急
平成26年度	2,961	2,675	286	80	185	835
平成27年度	2,902	2,627	275	55	202	870
平成28年度	2,749	2,560	189	44	192	833
平成29年度	2,548(2,512)	2,330(2,300)	218(212)	50(50)	161(160)	796(786)
平成30年度	2,274(1,617)	2,066(1,475)	208(142)	47(33)	141(105)	766(503)
令和元年度	1,898(329)	1,655(289)	243(40)	45(8)	108(18)	744(127)
令和2年度	1,533	1,314	219	40	112	637
令和3年度	1,470	1,290	180	44	110	589
令和4年度	1,553	1,392	161	49	88	746
令和5年度	1,620	1,264	356	41	116	692

(注) 1 平成26年度以降の救急件数は、不搬送件数を含む
 2 平成29年度から令和元年度の（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

【第28表】あんしん通報システム対応状況

○原因別（令和5年度） (件)

鍋の空焚	ガス漏れ等	誤押	料理中の煙	殺虫剤・バルサン	その他	合計
34	0	32	27	22	85	200

○協力員出向状況（令和5年度） (件)

出向	不在	出向不可	連絡のみ	連絡なし	合計
60	20	0	34	781	895

(2) 自主防災

地域防災力を向上させ、災害による被害を軽減するため、自治会組織を母体とする市民防災会の活動をはじめ、事業所で構成された防災協会や防火・防災啓発を行う組織の育成指導に努めています。

【第29表】市民防災会の現況

(令和6年3月31日現在)

行政区	名 称	設立年月	地区・校区等
	北九州市市民防災会	H9. 7	192
門 司	門 司 区 市 民 防 災 会 連 合 会	S29.11	21
小倉北	小 倉 北 区 市 民 防 災 会 連 合 会	S49.11	25
小倉南	小 倉 南 区 市 民 防 災 会 連 合 会	S49.11	26
若 松	若 松 区 市 民 防 災 会 連 合 会	S49. 9	46
八幡東	八 幡 東 区 市 民 防 災 会 連 合 会	S49.12	25
八幡西	八 幡 西 区 市 民 防 災 会 連 合 会	S50. 2	33
戸 畑	戸 畑 区 市 民 防 災 会 連 合 会	S50.11	16

*平成9年7月、「北九州市防火協会総連合会」を発展的に改組、改名し「北九州市市民防災会」を発足。

【第30表】防災協会主要行事

(令和5年度)

行 事 名	実施回数	受講者数
防 火 管 理 資 格 取 得 講 習 (甲 種)	10	1,114
防 火 管 理 資 格 取 得 講 習 (乙 種)	1	26
甲 種 防 火 管 理 再 講 習	2	227
防 火 管 理 上 級 講 習	6	685
防 災 管 理 新 規 講 習	2	113
防 災 管 理 再 講 習	1	32
危 険 物 取 扱 者 試 験 準 備 講 習 会 (乙 種 第 4 類)	3	316
応 急 手 当 普 及 員 新 規 講 習	3	100
応 急 手 当 普 及 員 再 講 習	8	255
危 険 物 取 扱 者 保 安 講 習	7	1,302
自 衛 消 防 隊 消 防 学 校 入 校	2	19

【第31表】事業所相互応援体制の現況

行政区	名 称	設立年月	事業所数	隊員数	(令和6年3月31日現在) 内訳数値	
					事業所数のうち防火管理者義務ありの事業所数	事業所数
門 司	ふくしの郷防災協力会	H16. 6	8	390		8
	瀬戸3事業所相互防災応援協定	H14.11	2	26		
小倉南	小倉鉄工団地工場安全連絡協議会	S50. 3	15	475		2
若松	北九州エコタウン総合環境コンビナート・響リサイクル団地防災連絡協議会	H14. 3	11	816		4
八幡東	九州製鉄所八幡構内連絡協議会	H17. 2	15	1,800		11
戸 畑	北九州市九州製鉄所八幡地区（戸畑）構内地区保安連合協議会	S49.11	19	1,000		11
	戸畑新工業団地「防災相互応援協定」	H13. 8	9	156		1
	戸畑駅前地区「防災相互応援協定」	H16. 2	4	2,610		4
北九州地区・白島地区特別防災区域防災相互応援協定		H 8.10	19	580		
計			102	7,853		41

【第32表】幼年消防クラブの現況（計61団体6,749人）

				(令和6年3月31日現在)			
行政区	名 称	設立年月	会員数	行政区	名 称	設立年月	会員数
門 司	西門司幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5	44	若 松	古前保育所 幼年消防クラブ	H 3. 5	100
	日の丸幼稚園 //	S60. 5	167		精華幼稚園 //	H19. 4	100
	あけぼの幼稚園 //	S60. 5	51		若松天使園 //	H19. 4	60
	東郷瞳幼稚園 //	S63. 4	56		八幡東	高見幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5
	愛光幼稚園 //	H 1. 4	64	八幡カトリック幼稚園 //		S61.10	87
	敬愛幼稚園 //	H21. 9	126	華頂幼稚園 //		S61.10	73
小倉北	栄美幼稚園 幼年消防クラブ	S58. 6	103	乳山幼稚園 //		S63.12	210
	富野幼稚園 //	S62. 2	160	尾倉幼稚園 //		H 1. 4	230
	天心幼稚園 //	H 3. 4	100	杉の実保育園 //		H 8. 2	98
	キンダーポート保育園 //	H 4. 1	93	八幡東幼稚園 //	H 8. 5	17	
	到津保育所 //	H 7. 3	120	八幡西	緑ヶ丘第二幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 4	42
	篠崎保育園 //	H 7. 3	74		あかね幼稚園 //	S58. 5	63
片野保育園 //	H 7. 3	96	第二文化幼稚園 //		S62. 7	31	
れんげの花保育園 //	H18. 3	165	下上津役幼稚園 //		S63.12	82	
小倉南	葛原保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	88		こみね幼稚園 //	S63.12	115
	おぶね保育園 //	S60. 4	40		こじか幼稚園 //	S63.12	60
	小倉瞳幼稚園 //	S61. 4	370	さかえ保育園 //	H 3. 4	16	
	志徳幼稚園 //	S63. 4	200	池田保育園 //	H 3. 4	20	
	志井幼稚園 //	S63. 4	213	星ヶ丘幼稚園 //	H11. 1	47	
	フレンズ幼稚園 //	H 3. 2	380	戸 畑	明泉寺幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 7	160
	きくが丘保育園 //	H 3. 6	95		第二明泉寺幼稚園 //	S56. 7	64
	徳力団地幼稚園 //	H 5. 2	230		中原保育園 //	S58. 9	101
	神理幼稚園 //	H 6. 2	240		教学寺幼稚園 //	S60. 5	98
	若 松	松美保育園 幼年消防クラブ	S56. 1		49	戸畑天使園 //	S60. 5
若松青葉幼稚園 //		S57.10	102		戸畑保育所わかば園 //	S60. 5	107
浜町幼稚園 //		S60. 4	88	牧山保育園 //	S63. 4	65	
神愛幼稚園 //		H 1. 1	92	さかい川保育園 //	S63. 4	116	
日吉幼稚園 //		H 1. 1	49	さんろくこどもえん //	H 4.11	114	
日吉保育園 //		H 1. 1	39	沢見あやめのもり保育園 //	H21. 6	114	
小石幼稚園 //		H 1. 2	121	ナオミ愛児園 //	R5.12	150	
鴨生田保育園 //		H 2. 1	79				

【第33表】 婦人・少年・年長者等防火団体の現況

(令和6年3月31日現在)

区 分	行 政 区	名 称	設 立 年 月	会 員 数
婦人防火 クラブ	門 司	門司区婦人会連絡協議会婦人防火クラブ	H19. 5	295
	小倉北	小倉北区婦人防火クラブ協議会	S56. 2	3,000
	八幡西	八幡西区婦人防火クラブ連絡協議会	S50. 2	518
	戸 畑	戸畑区婦人防火クラブ協議会	S55. 3	250
	計 4			
少年消防 クラブ	門 司	大里柳学童消防クラブ	R 4. 5	173
	小倉南	下曾根少年消防クラブ	S56. 5	7
		ゆがわ子ども消防クラブ	R 1.12	193
	若 松	古前少年消防クラブ	R 2. 2	20
	八幡東	高見少年消防クラブ	R 4. 6	16
	八幡西	くすばし少年消防クラブ	H24.12	11
	戸畑	戸畑中央少年消防クラブ	R5.4	43
計 7				463
年長者防火 クラブ	門 司	門司区年長者防火クラブ	H 1. 5	1,726
	小倉北	小倉北区年長者防火クラブ連合会	H 5. 4	7,500
	小倉南	小倉南区年長者防火クラブ連合会	H 6. 3	8,806
	若 松	若松区年長者防火クラブ	S63. 5	1,626
	八幡東	八幡東区年長者防火クラブ	H 5.11	2,620
	八幡西	八幡西区年長者防火クラブ連合会	H 9. 4	6,538
	戸 畑	戸畑区年長者防火クラブ	S62.11	2,384
計 7				31,200



(3) 火災調査

平成20年5月から各消防署警防課に指定調査員を配置し、消防局予防課火災調査係と連携した火災調査を実施しています。令和5年中は、外部講師を招いて専門的な知識や技術に関する火災調査研修を行い、職員の火災調査に関する知識、技術の向上に努めました。

【第34表】火災原因鑑識鑑定処理件数

		(令和5年中)
区 分		実施数
ガスクロマトグラフによる分析		58
電気配線等の溶融痕の顕微鏡撮影		24
その他の分析		29
合 計		111



(4) 査 察

各事業所への立入検査を行い、消防用設備等の設置などのハード面、避難施設の正常な維持管理や消防訓練の実施などのソフト面に対する指導強化を図っています。

【第35表】中高層建築物数

(令和6年3月31日現在)

区 分		計	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	13F	14F	15F 以上
計		9,023	2,875	2,570	707	623	530	345	434	267	159	154	224	135
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	6	3	1	1		1							
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	15	9	4	1	1								
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	7	3	2	1		1							
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	22	7	8	7									
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0												
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	3	1	1	1									
(3) 項 イ	待合・料理店等	3	2	1										
(3) 項 ロ	飲食店	79	50	21	7		1							
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	35	30	4	1									
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	84	11	9	7	14	13	9	7	8	3	2		1
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	5,425	1,209	1,812	346	363	321	231	350	207	133	130	205	118
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	30	12	2	11	3		1	1					
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	10	6	3	1									
	(3) 病院((1)を除く)、有床診療所((2)を除く)、有床助産所	52	22	11	5	4	3	3	2	1		1		
	(4) 無床診療所、無床助産所	35	31	4										
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	71	39	20	7	4	1							
	(2) 救護施設	0												
	(3) 乳児院	0												
	(4) 障害児入所施設	1	1											
	(5) 障害者支援施設等	3	2				1							
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	30	13	7	5	2	1	1						1
	(2) 更生施設	0												
	(3) 保育所・児童養護施設等	7	5	2										
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	2	2											
	(5) 障害者施設	12	8	2	1	1								
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	1	1											
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	357	272	42	20	9	8	3	1		1			1
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	6	4	1		1								
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	20	10	7	3									
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	0												
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	3	3											
(11) 項	神社・寺院・教会等	24	16	7	1									
(12) 項 イ	工場又は作業場	112	67	25	11	4	2		2	1				
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0												
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	26	16	8		1	1							
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0												
(14) 項	倉庫	40	28	12										
(15) 項	前各項に該当しない事業場	406	213	87	39	19	30	7	5	1	3	2		
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	1,209	429	280	137	116	89	50	34	26	13	11	12	12
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	887	350	187	94	81	57	40	32	23	6	8	5	4
(16の2) 項	地下街	0												
(16の3) 項	準地下街	0												
(17) 項	重要文化財等建造物	0												
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	0												

(注) 建築中・未着工・休業中等は含まない。

【第36表】防火管理者を必要とする事業所数

区 分		第36表 防火管理者を必要とする事業所数															令和6年3月31日現在									
		計			門 司			小倉北			小倉南			若 松						八幡東			八幡西			戸 畑
		A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
計		32,842	9,455	8,769	3,237	933	883	8,984	2,612	2,370	6,339	1,684	1,587	2,642	732	700	2,104	661	620	7,248	2,252	2,055	2,288	581	554	
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	34	32	32	4	2	2	9	9	9	4	4	4	4	4	4	5	5	5	6	6	6	2	2	2	
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	644	525	487	57	53	52	116	92	87	159	106	103	73	72	69	44	35	35	155	147	123	40	20	18	
(2) 項 イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	14	11	7				8	6	3										6	5	4				
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	57	53	53	9	6	6	19	18	18	10	10	10	3	3	3	2	2	2	11	11	11	3	3	3	
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1	0	0				1																		
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	20	20	20	1	1	1	9	9	9	2	2	2	1	1	1				7	7	7				
(3) 項 イ	待合・料理店等	16	13	11	2	2	2	5	4	3				6	4	4	2	2	1	1	1	1				
(3) 項 ロ	飲食店	1,394	560	518	144	41	34	438	175	163	188	88	81	99	42	42	87	22	21	371	168	155	67	24	22	
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	1,515	825	797	178	71	66	361	163	160	274	190	185	133	71	70	100	48	47	381	234	224	88	48	45	
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	112	90	89	15	8	8	43	37	37	15	12	12	7	4	4	6	5	5	19	18	17	7	6	6	
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	11,032	2,400	2,161	845	271	258	2,894	675	581	2,696	428	396	586	113	108	569	184	165	2,606	542	477	836	187	176	
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	37	34	33	3	3	3	10	9	9	7	6	6	3	2	1	2	2	2	11	11	11	1	1	1	
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所 病院（(1)を除く）、有床診療所（(2)を除く）、有床助産所	29	29	28	5	5	5	2	2	1	7	7	7	2	2	2	1	1	1	11	11	11	1	1	1	
	(3) 無床診療所、無床助産所	59	46	45	5	4	4	8	5	5	12	9	9	3	3	3	8	5	5	16	16	16	7	4	3	
	(4) 老人短期入所施設、介護老人ホーム・特別介護老人ホーム等	670	100	91	55	6	6	130	21	15	134	26	25	69	8	7	52	11	11	192	24	23	38	4	4	
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設、介護老人ホーム・特別介護老人ホーム等	348	336	329	39	37	36	49	49	47	81	78	78	34	32	30	23	21	21	103	101	99	19	18	18	
	(2) 救護施設	2	2	2				1	1	1					1	1	1									
	(3) 乳児院	0	0	0																						
	(4) 障害児入所施設	2	1	1											1	1	1							1		
	(5) 障害者支援施設等	45	35	33	6	6	6	1	1	1	10	9	8	11	8	7	1	1	1	13	9	9	3	1	1	
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	267	133	130	33	17	17	34	22	22	60	26	26	31	15	15	15	8	8	86	41	38	8	4	4	
	(2) 更生施設	1	0	0				1																		
	(3) 保育所・児童養護施設等	221	174	172	27	19	18	36	29	29	46	39	38	29	21	21	17	16	16	56	41	41	10	9	9	
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	120	20	17	7	1	1	15	2	2	33	8	7	15	2	2	7	1	1	39	5	4	4	1		
	(5) 障害者施設	244	55	52	18	6	6	44	10	9	64	10	10	30	8	8	15	1	1	61	16	14	12	4	4	
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	85	82	81	10	10	10	13	12	12	16	16	15	11	11	11	8	7	7	25	24	24	2	2	2	
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	310	298	280	29	28	27	81	75	74	59	57	52	28	27	26	25	24	24	70	69	59	18	18	18	
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	25	20	17	7	3	3	8	7	5	2	2	2	1	1	1	4	4	3	1	1	1	2	2	2	
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	28	27	26				23	22	21	2	2	2				2	2	2	1	1	1				
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	14	1	1	3			2	1	1	1				3									2		
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	30	0	0	3			6			9				4				2					2		
(11) 項	神社・寺院・教会等	593	260	246	81	36	34	141	67	60	96	24	24	74	32	31	70	36	35	87	45	42	44	20	20	
(12) 項 イ	工場又は作業場	2,016	169	161	220	3	3	372	29	29	353	28	28	415	44	40	80	5	5	433	43	40	143	17	16	
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	0	0																						
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	277	4	4	38	1	1	91			24	1	1	31			25			57	1	1	11	1	1	
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	7	0	0							6									1						
(14) 項	倉庫	1,531	28	26	293	6	6	381	7	7	226	8	8	194	3	1	67	1	1	265	2	2	105	1	1	
(15) 項	前各項に該当しない事業場	4,545	667	609	380	49	46	1,302	162	144	817	109	97	368	60	57	355	58	53	1,009	168	154	314	61	58	
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	3,523	1,852	1,711	361	165	152	1,253	686	624	513	301	281	197	101	97	272	119	110	714	392	361	213	88	86	
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	2,931	545	491	351	72	69	1,064	204	181	412	78	70	170	35	32	230	33	30	421	90	77	283	33	32	
(16の2) 項	地下街	0	0	0																						
(16の3) 項	準地下街	0	0	0																						
(17) 項	重要文化財等建造物	14	8	8	3	1	1	2	1	1	1				1	1	1	2	2	2	4	2	2	1	1	
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	29	0	0	5			11							4								1			

(注) A・・・事業所数 B・・・防火管理者を必要とする事業所数 C・・・選任数

【第37表】消防法施行令別表第1(1)項から(18)項までに掲げる防火対象物数

(令和6年3月31日現在)

区 分		計	門 司	小倉 北	小倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑
計		事業所 32,842 防火対象物 42,549	3,237 4,445	8,984 10,924	6,339 7,245	2,642 4,458	2,104 2,640	7,248 9,369	2,288 3,468
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	事業所 34 防火対象物 54	4 4	9 12	4 5	4 7	5 10	6 10	2 6
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	事業所 644 防火対象物 668	57 63	116 127	159 124	73 85	44 48	155 173	40 48
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	事業所 14 防火対象物 13		8 8				6 5	
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	事業所 57 防火対象物 70	9 10	19 23	10 13	3 4	2 3	11 13	3 4
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	事業所 1 防火対象物 1		1 1					
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	事業所 20 防火対象物 21	1 1	9 9	2 2	1 1		7 8	
(3) 項 イ	待合・料理店等	事業所 16 防火対象物 19	2 2	5 6		6 6	4 4	1 1	
(3) 項 ロ	飲食店	事業所 1,394 防火対象物 1,435	144 143	438 480	188 195	99 91	87 87	371 359	67 80
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	事業所 1,515 防火対象物 1,528	178 147	361 385	274 278	133 125	100 102	381 403	88 88
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	事業所 112 防火対象物 135	15 17	43 51	15 24	7 9	6 7	19 20	7 7
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	事業所 11,032 防火対象物 13,084	845 1,116	2,894 3,277	2,696 3,095	586 769	569 650	2,606 3,175	836 1,002
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	事業所 37 防火対象物 51	3 3	10 10	7 17	3 2	2 3	11 14	1 2
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	事業所 29 防火対象物 39	5 5	2 5	7 8	2 2	1 2	11 16	1 1
	(3) 病院（(1)を除く）、有床診療所（(2)を除く）、有床助産所	事業所 59 防火対象物 110	5 12	8 20	12 13	3 9	8 12	16 37	7 7
	(4) 無床診療所、無床助産所	事業所 670 防火対象物 669	55 53	130 137	134 128	69 67	52 54	192 191	38 39
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	事業所 348 防火対象物 384	39 42	49 53	81 88	34 37	23 32	103 113	19 19
	(2) 救護施設	事業所 2 防火対象物 3		1 1		1 1			
	(3) 乳児院	事業所 0 防火対象物 0							
	(4) 障害児入所施設	事業所 2 防火対象物 2				1 1			1
	(5) 障害者支援施設等	事業所 45 防火対象物 52	6 8	1 1	10 10	11 13	1 1	13 14	3 5
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	事業所 267 防火対象物 292	33 33	34 39	60 64	31 29	15 20	86 99	8 8
	(2) 更生施設	事業所 1 防火対象物 3		1 1				2	
	(3) 保育所・児童養護施設等	事業所 221 防火対象物 269	27 29	36 42	46 57	29 33	17 22	56 74	10 12
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	事業所 120 防火対象物 127	7 9	15 14	33 37	15 15	7 6	39 42	4 4
	(5) 障害者施設	事業所 244 防火対象物 282	18 24	44 42	64 75	30 35	15 16	61 77	12 13
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	事業所 85 防火対象物 164	10 14	13 25	16 44	11 18	8 12	25 46	2 5
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	事業所 310 防火対象物 1,205	29 108	81 241	59 250	28 83	25 99	70 316	18 108
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	事業所 25 防火対象物 34	7 10	8 10	2 3	1 1	4 5	1 2	2 3
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	事業所 28 防火対象物 28		23 23			2 2	1	
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	事業所 14 防火対象物 20	3 3	2 2	1 2	3 4	2 3	1 4	2 2
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	事業所 30 防火対象物 35	3 7	6 6	9 10	4 3	4 4	2 4	2 1
(11) 項	神社・寺院・教会等	事業所 593 防火対象物 699	81 102	141 179	96 85	74 81	70 79	87 116	44 57
(12) 項 イ	工場又は作業場	事業所 2,016 防火対象物 3,661	220 470	372 639	353 472	415 779	80 168	433 797	143 336
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	事業所 0 防火対象物 0							
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	事業所 277 防火対象物 808	38 93	91 242	24 82	31 98	25 74	57 166	11 53
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	事業所 6 防火対象物 6			6 6				
(14) 項	倉庫	事業所 1,532 防火対象物 3,535	293 629	381 713	226 385	194 728	67 153	266 610	105 317
(15) 項	前各項に該当しない事業場	事業所 4,545 防火対象物 6,907	380 690	1,302 1,787	817 856	368 985	355 481	1,009 1,365	314 743
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	事業所 3,523 防火対象物 3,466	361 353	1,253 1,250	513 492	197 210	272 268	714 677	213 216
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	事業所 2,931 防火対象物 2,602	351 227	1,064 1,040	412 316	170 121	230 208	421 410	283 280
(16)の2) 項	地下街	事業所 0 防火対象物 0							
(16)の3) 項	準地下街	事業所 0 防火対象物 0							
(17) 項	重要文化財等建造物	事業所 14 防火対象物 28	3 5	2 10	1 5	1 1	2 2	4 4	1 1
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	事業所 29 防火対象物 40	5 12	11 13		4 5	2 3	6 6	1 1

(注) 建築中・未着工・休業中等等は含まない。

【第38表】消防法施行令別表第1(1)項から(18)項までに掲げる防火対象物の査察実施数

(令和6年3月31日現在)

区 分		計	門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑
計		11,800	1,475	2,489	2,102	1,405	1,064	2,243	1,022
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	6	1	2		1	1	1	
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	245	23	36	60	32	23	63	8
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	19		14			2	3	
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	25	3	11	5		1	5	
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0							
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	8	1	6				1	
(3) 項 イ	待合・料理店等	10	2	3		3	2		
(3) 項 ロ	飲食店	768	102	281	121	41	41	116	66
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	516	90	88	109	64	25	87	53
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	103	16	47	3	8	7	15	7
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	2,533	329	562	97	227	269	824	225
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	25	3	10	9	1	1	1	
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	34	6	2	8	3	1	13	1
	(3) 病院(1)を除く、有床診療所(2)を除く、有床助産所	69	13	17	10	6	6	13	4
	(4) 無床診療所、無床助産所	327	34	46	87	25	19	104	12
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	354	43	53	82	38	33	86	19
	(2) 救護施設	0							
	(3) 乳児院	0							
	(4) 障害児入所施設	3			2	1			
	(5) 障害者支援施設等	45	8		7	10	1	14	5
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	169	28	10	36	16	23	48	8
	(2) 更生施設	0							
	(3) 保育所・児童養護施設等	146	25	11	29	14	20	46	1
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	68	5	6	26	9	5	14	3
	(5) 障害者施設	169	17	15	49	21	15	38	14
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	77	7	9	19	6	7	28	1
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	344	8	11	202	34	27	35	27
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	14	7	4	1		2		
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	13	1	12					
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	8	2		2		2	1	1
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	2				1		1	
(11) 項	神社・寺院・教会等	168	38	15	17	16	35	27	20
(12) 項 イ	工場又は作業場	714	76	133	97	213	25	131	39
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0							
(13) 項 イ	自動車庫又は駐車場	212	32	63	28	15	26	29	19
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0							
(14) 項	倉庫	574	96	102	67	152	29	86	42
(15) 項	前各項に該当しない事業場	1,261	119	185	368	204	102	204	79
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	1,916	242	522	327	216	226	158	225
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	801	82	198	231	21	83	45	141
(16の2) 項	地下街	0							
(16の3) 項	準地下街	0							
(17) 項	重要文化財等建造物	13	5	1	3	1	2		1
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	41	11	14		6	3	6	1

(5) 危険物規制

消防局では様々な施策を通じて複雑かつ多様化する危険物事業所への指導等を行っています。

また、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に対しても、石油コンビナート等災害防止法に基づき、指導等を行っています。

【第39表】危険物規制対象物数

(令和6年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
計	3,020	588	608	192	599	99	485	449	
製造所	71	4	8		20		17	22	
貯蔵所	屋内貯蔵所	422	70	66	25	79	26	85	71
	屋外タンク貯蔵所	583	103	71	10	162	2	96	139
	屋内タンク貯蔵所	57	10	9	13	6	7	8	4
	地下タンク貯蔵所	216	27	59	41	18	22	43	6
	簡易タンク貯蔵所	4		1	1		1	1	
	移動タンク貯蔵所	631	162	191	25	126	8	88	31
	屋外貯蔵所	261	83	65	2	38		12	61
小計	2,174	455	462	117	429	66	333	312	
取扱所	給油取扱所	338	72	72	49	58	9	58	20
	販売取扱所	11	2	4				3	2
	移送取扱所	6	4			2			
	一般取扱所	420	51	62	26	90	24	74	93
小計	775	129	138	75	150	33	135	115	

【第40表】危険物規制事務処理件数（行政区別）

(令和5年度)

区分	合計	許可								届出等														
		小計	設置許可	変更許可	設置完成検査	変更完成検査	完成検査前検査	仮使用承認	仮貯蔵・仮取扱承認	予防規程認可	小計	変更届	種類・数量変更届	譲渡届	使用休止届	使用再開届	廃止届	事故発生届	資料提出	再交付			申請取下届	監督者選任届
計	⑩ 4,149	⑩ 1,487	53	454	53	392	88	398	15	34	2,662	179	114	11	39	0	73	10	1,975	3	4	5	9	240
門司	② 659	② 120	8	① 33	6	36	① 12	22		3	539	27	37	3	2	16	4	424					26	
小倉北	⑨ 472	⑨ 135	7	⑤ 42	7	33	④ 16	23	2	5	337	48	16	3	14	30	4	169	3	3			2	45
小倉南	225	72		21		23	2	18	1	7	153	4	4		1	8		116						20
若松	1,020	245	20	62	22	59	19	54	3	6	775	32	9	1	16		9	660			4			44
八幡東	225	131	3	45	3	33		43	1	3	94	13	4			1		66					1	9
八幡西	③ 897	③ 395	9	② 121	11	99	② 26	114	5	10	502	45	10		6	6	2	354				1	4	74
戸畑	② 651	② 389	① 6	130	4	109	① 13	124	3		262	10	34	4		3		186				1	2	22

(注) ○は委託検査（危険物保安技術協会）で内数

【第41表】危険物製造所等の設置・変更許可、設置・変更完成検査、完成検査前検査件数

(令和5年度)

区分	設置・変更許可件数							設置・変更完成検査件数							完成検査前検査件数										
	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
計	507	41	49	21	82	48	130	136	445	42	40	23	81	36	110	113	88	12	16	2	19	0	26	13	
製造所	46		1		8		14	23	46		2		9		11	24	17			2	7		6	2	
貯蔵所	屋内貯蔵所	21	4	2		3	1	8	3	21	8	2		3	1	5	2	0							
	屋外タンク貯蔵所	74	12	9		19		7	27	73	11	6		21		9	26	21	3	9			3	6	
	屋内タンク貯蔵所	0								0								10	9		1				
	地下タンク貯蔵所	7		1	1	1	2	2		7		1	2	1	2	1		9						9	
	簡易タンク貯蔵所	1					1			1					1			0							
	移動タンク貯蔵所	33	9	8	2	6	1	3	4	39	9	8	1	11	1	5	4	0							
	屋外貯蔵所	6				6				4				4				0							
取扱所	給油取扱所	38	4	9	6	4	2	12	1	36	4	8	5	4	2	12	1	8		2				6	
	販売取扱所	0								0								0							
	移送取扱所	4	3			1				2	1			1				0							
	一般取扱所	277	9	19	12	34	41	84	78	216	9	13	15	27	29	67	56	23		5		11		2	5

(注) () は完成検査前検査の管外タンク件数で外数

【第42表】危険物製造所等の査察実施数

(令和5年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
計	1,240	248	220	121	259	85	171	136	
製造所	50	3	6		9		11	21	
貯蔵所	屋内	158	30	39	12	31	19	15	12
	屋外タンク	213	28	29	9	83	2	13	49
	屋内タンク	19	6	4	3	1	4	1	
	地下タンク	110	15	31	11	13	20	18	2
	簡易タンク	1					1		
	移動タンク	104	14	18	16	3	8	44	1
	屋外	109	75	6	2	19		2	5
取扱所	給油	226	35	42	46	40	9	42	12
	第一種販売	2		1					1
	第二種販売	1		1					
	一般	243	40	43	22	58	22	25	33
	移送	4	2				2		

ア 自主検査認定事業所制度の推進

この制度は平成11年3月から運用を開始し、本市においては平成15年度に3事業所が初めて認定を受けて以来、現在は3事業所となっています。

イ 危険物安全週間中の事業実施状況（令和5年度）

- ポスターを通じた広報活動
- 危険物についてのリーフレット（一般財団法人全国危険物安全協会作成）の配布

ウ 石油コンビナート等特別防災区域の自主防災体制の充実強化

北九州地区及び白島地区は、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されており、合計面積は2,292万㎡となっています。

区域内の特定事業所数は、第一種事業所が8、第二種事業所が8の合計16事業所です。

【第43表】石油コンビナート等特別防災区域内における第4類（石油類等）の施設数及び貯蔵取扱量

(令和6年3月31日現在)

区分	合計		小倉北		若松		八幡東		八幡西		戸畑		
	A 施設数	B 貯蔵取扱量 (kl)	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
計	836	409,313	154	192,915	113	43,766	39	1,487	178	30,630	352	140,515	
製造所	第1石油類	1,355				33				253		1,069	
	第2石油類	9,069				5,843				472		2,754	
	第3石油類	42	4,383			7	552			14	112	21	3,719
	第4石油類		42				11				5		26
	その他		328				3				301		24
	小計	42	15,177	0	0	7	6,442	0	0	14	1,143	21	7,592
屋内貯蔵所	第1石油類		849		44		108		19		104		574
	第2石油類		1,403		41		150		27		869		316
	第3石油類	140	1,051	10	195	22	70	16	24	30	334	62	428
	第4石油類		1,342		527		90		35		98		592
	その他		114		1		14		1		47		51
	小計	140	4,759	10	808	22	432	16	106	30	1,452	62	1,961
屋外タンク貯蔵所	第1石油類	85	52,779	8	17,297	15	22,189			24	3,805	38	9,488
	第2石油類	84	57,284	17	39,727	5	90			19	3,162	43	14,305
	第3石油類	117	151,815	29	73,204	24	8,099	1	10	20	13,924	43	56,578
	第4石油類	7	390	1	25			1	15	3	285	2	65
	その他	23	7,119	2	45	2	206			16	3,537	3	3,331
	小計	316	269,387	57	130,298	46	30,584	2	25	82	24,713	129	83,767
屋外貯蔵所	第1石油類		8				8						
	第2石油類		789		249		59				55		426
	第3石油類	131	526	60	131	7	44			9	203	55	148
	第4石油類		1,300		1,206		40				4		50
	その他		0										
	小計	131	2,623	60	1,586	7	151	0	0	9	262	55	624
一般取扱所	第1石油類		25,798		11,712		1,678		6		949		11,453
	第2石油類		28,410		20,930		44		28		495		6,913
	第3石油類	207	59,576	27	26,762	31	4,312	21	969	43	1,026	85	26,507
	第4石油類		3,146		789		111		353		331		1,562
	その他		437		30		12				259		136
	小計	207	117,367	27	60,223	31	6,157	21	1,356	43	3,060	85	46,571

【第44表】石油コンビナート等特別防災区域内における防災組織の現況

(令和6年3月31日現在)

区 分		計	小倉北	若松	八幡東	八幡西	戸畑
特定事業所数		17	5	3		2	7
自衛防災組織数		17	5	3		2	7
共同防災組織数		3	2				1
防災要員 (直当り)		126	32	37		23	34
自衛防災組織要員		464	91	190		73	110
共同防災組織要員 (直当り)		19	13				6
消 防 車 両	小計	13	4	2	0	3	4
	大型化学消防車	2	1				1
	大型高所放水車	2	1				1
	泡原液搬送車	3	1			1	1
	甲種普通化学消防車	2		1			1
	普通消防車	2	1			1	
	小型消防車	0					
	普通高所放水車	0					
	乙種普通化学消防車	0					
	大型化学高所放水車	2		1		1	
可搬式放水銃		17	3	4		2	8
可搬式泡放水砲		5	1				4
耐熱服		49	16	22		4	7
呼吸器		97	18	28		8	43
泡消火薬剤 (3%換算)(kℓ) (白島含む)		284.03	46.32	218.95		11.16	7.6
オイルフェンス (B型)(m)		10180	3,400	3,300		2,400	1,080
オイルフェンス展張船		8	2	4		1	1

【第45表】第4類（石油類等）の施設数及び貯蔵取扱量

行政区分 区分		合 計			門 司			小 倉 北			小 倉 南		
		A 施設数	B 貯蔵取扱量 (k1)	C 貯蔵取扱量 指定数量	A	B	C	A	B	C	A	B	C
計		1,757	6,227,591	28,843,775	339	183,136	196,117	269	200,179	265,017	58	1,594	1,507
製造所	第1石油類	69	1,954	9,168	4	10	50	7	50	249	0	0	0
	第2石油類		9,748	9,579		10	10		54	52			
	第3石油類		5,004	2,482		27	11		130	64			
	第4石油類		133	20					65	10			
	その他		723	1,785		42	106		57	60			
	小 計		69	17,562		23,034	4		89	177			
屋内貯蔵所	第1石油類	398	3,523	16,727	62	1,062	4,924	65	845	4,032	21	31	156
	第2石油類		8,789	7,963		4,716	4,118		1,436	1,322		26	26
	第3石油類		9,574	4,424		6,305	2,979		1,982	852		60	29
	第4石油類		6,536	1,086		4,289	714		1,209	201		25	4
	その他		879	3,330		575	2,642		103	234		6	16
	小 計		398	29,301		33,530	62		16,947	15,377		65	5,575
屋外タンク貯蔵所	第1石油類	122	5,665,047	28,312,625	12	11,324	56,570	8	17,297	86,485			
	第2石油類	163	100,890	100,070	22	38,599	38,099	24	39,947	39,947	8	529	529
	第3石油類	247	199,515	98,515	56	37,099	17,367	37	73,857	36,922			
	第4石油類	51	31,749	5,288	39	31,252	5,208	1	25	4	2	40	6
	その他	40	18,092	45,635	11	10,823	27,059	2	45	112			
	小 計	623	6,015,293	28,562,133	140	129,097	144,303	72	131,171	163,470	10	569	535
屋外貯蔵所	第1石油類	256	127	631	83	120	600	65			2		
	第2石油類		2,437	2,336		852	775		250	245		3	3
	第3石油類		12,098	5,872		10,082	4,891		172	85		2	1
	第4石油類		8,104	1,349		5,965	994		1,315	219		14	2
	その他		232	546		216	540		2	5			
	小 計		256	22,998		10,734	83		17,235	7,800		65	1,739
一般取扱所	第1石油類	411	29,464	139,135	50	3,268	16,343	60	11,722	58,608	25	22	112
	第2石油類		35,163	34,496		4,732	4,188		21,420	21,416		451	451
	第3石油類		68,124	33,435		6,317	2,581		27,313	13,654		316	158
	第4石油類		7,303	1,215		3,549	591		834	139		68	11
	その他		2,383	6,063		1,902	4,757		49	100		1	3
	小 計		411	142,437		214,344	50		19,768	28,460		60	61,338

(令和6年3月31日現在)

若 松			八 幡 東			八幡西			戸 畑		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
386	5,666,500	28,156,974	52	1,569	890	274	34,143	48,459	379	140,470	174,811
20	568	2,799				17	257	1,141	21	1,069	4,929
	6,448	6,440					483	455		2,753	2,622
	993	487					136	61		3,718	1,859
	38	6					4			26	4
	302	729					299	831		23	59
20	8,349	10,461	0	0	0	17	1,179	2,488	21	7,589	9,473
75	349	1,589	26	34	172	78	624	3,035	71	578	2,819
	348	313		70	70		1,827	1,752		366	362
	175	69		25	12		579	262		448	221
	146	24		35	5		198	33		634	105
	85	193		2	5		56	154		52	86
75	1,103	2,188	26	166	264	78	3,284	5,236	71	2,078	3,593
39	5,623,133	28,115,544				24	3,805	14,976	39	9,488	39,050
40	3,187	3,182				21	3,186	3,144	48	15,442	15,169
79	18,928	9,449	1	10	5	29	14,568	7,246	45	55,053	27,526
3	68	11	1	15	2	3	285	47	2	64	10
8	356	891				16	3,537	9,245	3	3,331	8,328
169	5,645,672	28,129,077	2	25	7	93	25,381	34,658	137	83,378	90,083
37	7	31				12			57		
	816	808					81	75		435	430
	1,465	711					228	110		149	74
	609	101					123	20		78	13
	14	1									
37	2,911	1,652	0	0	0	12	432	205	57	662	517
85	2,038	10,126	24	7	37	74	954	3,770	93	11,453	50,139
	703	694		32	32		802	734		7,023	6,981
	5,295	2,632		983	491		1,320	629		26,580	13,290
	393	65		356	59		531	88		1,572	262
	36	79					260	651		135	473
85	8,465	13,596	24	1,378	619	74	3,867	5,872	93	46,763	71,145

(6) 火薬類規制

消防局では火薬類の製造（煙火）、販売、貯蔵、運搬、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所（取扱い場所）の現状を把握し、指導等を行い、事故の未然防止策の強化と市民生活の更なる安全・安心の実現を目指しています。

【第46表】火薬類許可等施設数

(令和6年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	143	56	16	27	13	2	18	11
製造	1			1				
火薬庫	28	12		16				
販売	22	9	2	1	3		5	2
火薬庫外	54	16	12	5	6	2	9	4
譲受	23	10	1	3	3		2	4
消費	14	8	1	1	1		2	1
廃棄	1	1						



火薬庫立入検査

【第47表】火薬類規制事務処理件数（行政区別）

(令和5年度)

区分	合計	許可										検査		指示	認可		届出				
		火薬類製造許可	火薬類販売営業許可	火薬類製造施設等変更許可	火薬庫設置等許可	火薬庫を所有又は占有しないことの許可	火薬類譲受許可	火薬類譲渡許可	火薬類輸入許可	火薬類消費許可	火薬類廃棄許可	火薬類譲受・消費許可	完成検査	保安検査	火薬庫外貯蔵場所指示	危害予防規程（変更）認可	保安教育計画（変更）認可	変更届	火薬類輸入届	廃止届	その他届
計	295	0	1	2	1	0	44	3	11	54	34	13	1	8	13	1	1	20	8	2	78
門司	142				1		36		11	12	34	5		3	3			8	8		21
小倉北	17									6		3			4			2			2
小倉南	79			2			2	1		17		1	1	5	1	1		6			42
若松	27						3	2		14		1			1			1			5
八幡東	3									1					1						1
八幡西	17		1							2		2			2		1	1		2	6
戸畑	10						3			2		1			1			2			1

【第48表】火薬類製造施設等の査察件数（行政区別）

(令和5年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	85	32	7	24	9	1	8	4
製造	1			1				
火薬庫	27	11		16				
販売	14	8		1	3		1	1
譲受場所	9	2	1	2	1		2	1
譲受・消費場所	6	1	1	1	1		2	
火薬庫外貯蔵場所	28	10	5	3	4	1	3	2

(7) 高圧ガス規制

消防局では高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所の自主保安の促進・指導等を行い、未然に事故を防止することにより安全・安心なまちづくりを目指しています。



高圧ガス製造施設



容器貯蔵施設

【第49表】高圧ガス規制対象施設数

(令和6年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	1,313	120	318	179	264	121	218	93
製造施設	607	51	148	75	137	56	97	43
在宅酸素	(94)	(11)	(16)	(17)	(14)	(16)	(8)	(12)
貯蔵施設	173	20	25	19	56	18	23	12
販売所	457	45	124	77	44	44	86	37
特定消費施設	52	4	9	6	24	2	7	
容器検査所	24		12	2	3	1	5	1

(注) () は内数

【第50表】高圧ガス施設の査察件数

(令和5年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	188	18	34	21	81	8	22	4
製造施設	25	2	6	1	14	1	1	
在宅酸素	(0)							
貯蔵施設	107	12	18	14	40	5	14	4
販売所	0							
特定消費施設	55	4	10	6	26	2	7	
容器検査所	1				1			

(注) () は内数

【第51表】高圧ガス規制事務処理件数（行政区別）

		(令和5年度)							
区 分	計	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	
合 計	585	105	136	58	153	33	86	14	
許可等	高圧ガス製造許可申請	1	0	0	0	1	0	0	
	高圧ガス製造施設等変更許可申請	24	3	4	3	6	2	5	
	製造施設完成検査申請	21	3	4	3	7	0	3	
	第一種貯蔵所設置許可申請	3	2	0	1	0	0	0	
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請	0	0	0	0	0	0	0	
	第一種貯蔵所完成検査申請	3	2	0	1	0	0	0	
	輸入検査申請	30	29	0	0	1	0	0	
	保安検査申請	17	2	2	1	10	1	1	
	容器検査所登録申請	2	0	0	1	0	1	0	
	容器検査所登録更新申請	1	0	0	0	1	0	0	
	容器検査申請	0	0	0	0	0	0	0	
	附属品検査申請	0	0	0	0	0	0	0	
	高圧ガスの種類又は圧力変更申請	1	0	0	0	1	0	0	
	特別充填許可申請	3	0	1	0	2	0	0	
届出等	高圧ガス製造事業届書	7	0	3	0	3	0	1	
	高圧ガス製造事業届書（在宅酸素）	2	0	0	0	0	1	1	
	高圧ガス製造施設軽微変更届書	36	5	4	4	12	2	9	
	高圧ガス製造施設等変更届書	3	1	0	1	1	0	0	
	第二種貯蔵所設置届書	9	0	1	0	2	4	2	
	第一種貯蔵所軽微変更届書	0	0	0	0	0	0	0	
	第二種貯蔵所位置等変更届書	1	0	0	0	1	0	0	
	完成検査受検届書	5	0	3	0	0	2	0	
	完成検査結果報告書	5	0	3	0	0	2	0	
	高圧ガス販売事業届書	27	5	10	5	0	2	3	
	販売に係る高圧ガスの種類変更届書	6	0	3	0	1	1	1	
	高圧ガス製造開始届書	3	0	0	0	3	0	0	
	高圧ガス製造廃止届書	17	0	7	1	5	0	4	
	高圧ガス製造廃止届書（在宅酸素）	0	0	0	0	0	0	0	
	貯蔵所廃止届書	5	1	3	0	1	0	0	
	高圧ガス販売事業廃止届書	7	1	2	1	1	1	1	
	輸入検査受検届書	0	0	0	0	0	0	0	
	輸入検査結果報告書	0	0	0	0	0	0	0	
	特定高圧ガス消費届書	2	0	1	0	0	0	1	
	特定高圧ガス消費施設等変更届書	1	0	1	0	0	0	0	
	特定高圧ガス消費廃止届書	0	0	0	0	0	0	0	
	承継届書	5	0	0	2	1	2	0	
	危害予防規程届書	5	0	2	0	3	0	0	
	高圧ガス保安統括者等届書	43	2	5	7	22	0	6	
	冷凍保安責任者等届書	0	0	0	0	0	0	0	
	高圧ガス販売主任者届書	26	3	11	5	1	1	2	
	特定高圧ガス取扱主任者届書	9	0	2	0	5	0	2	
	高圧ガス製造施設休止届書	3	0	1	0	2	0	0	
	保安検査受検届書	58	14	10	6	12	2	13	
	保安検査結果報告書	64	13	12	6	14	3	13	
	完成検査記録届書	0	0	0	0	0	0	0	
	保安検査記録届書	0	0	0	0	0	0	0	
	検査主任者届書	6	0	2	1	0	1	2	
	容器検査所廃止届書	2	0	1	0	0	1	0	
	事故届書	3	0	0	0	2	0	1	
	特別充填報告書	23	0	11	0	12	0	0	
高圧ガス製造等記載事項変更届書	87	16	24	9	19	3	15		
その他届出等	9	3	3	0	1	1	0		

(8) 液化石油ガス規制

消防局では一般家庭や飲食店などで使用する液化石油ガスの販売、供給、貯蔵等に関する規制業務を行っています。液化石油ガスの供給体制や取引に関する指導を行い、安全・安心なまちづくりを目指しています。

【第52表】液化石油ガス規制対象事業者数

(令和6年3月31日現在)

事業者区分	計	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑
計	321	47	61	62	22	39	70	20
販売事業者	57	10	7	10	5	11	12	2
保安機関	53	9	7	8	4	11	12	2
充てん事業者	7	1	1	4	0	0	1	0
特定液化石油ガス設備工事事業者	204	27	46	40	13	17	45	16

【第53表】液化石油ガス事業者の査察件数

(令和6年3月31日現在)

事業者区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	14	0	3	5	0	3	3	0
販売事業者	5		1	2		1	1	
保安機関	4		1	1		1	1	
充電事業者	0							
特定液化石油ガス設備工事事業者	5		1	2		1	1	

【第54表】液化石油ガス規制事務処理件数

(令和5年度)

事務内容	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	273	41	49	54	20	32	68	9
許可等	販売事業登録申請	0						
	販売事業登録簿謄本交付申請	1					1	
	販売事業登録簿閲覧申請	0						
	販売事業者認定申請	0						
	保安機関認定申請	0						
	保安機関認定更新申請	38	1	4	5	5	10	11
	一般消費者等の数の増加認可申請	0						
	貯蔵施設設置許可申請	0						
	貯蔵施設変更許可申請	0						
	貯蔵施設完成検査申請	0						
	特定供給設備設置許可申請	0						
	特定供給設備変更許可申請	3	1					2
	特定供給設備完成検査申請	1	1					
	充電設備許可申請	1			1			
	充電設備変更許可申請	0						
充電設備完成検査申請	1			1				
充電設備保安検査申請	0							
届出等	業務主任者等選任(解任)届	3		1		1		1
	販売所等変更届	2	1		1			
	登録行政庁変更届	0						
	販売事業承継届	0						
	販売事業廃止届	1		1				
	販売事業者報告	57	10	7	10	5	11	12
	事故届	0						
	保安業務規程認可申請	0						
	保安業務規程更新認可申請	0						
	保安機関変更届	1	1					
	認定行政庁変更届	0						
	一般消費者等の数の減少変更届	1						1
	保安機関承継届	0						
	保安業務廃止届	1		1				
	保安業務実施状況報告	53	9	7	8	4	11	12
	意見書交付申請	2	1					1
	貯蔵施設等完成検査受検届	0						
	貯蔵施設等変更届	1	1					
	充電設備完成検査受検届	0						
	充電設備保安検査受検届	17	3	2	9			3
	充電設備保安検査結果報告書	15	3	2	7			3
	充電設備変更届	8	2	1	2			3
	充電事業者報告	11	4	1	4			2
	特定設備工事事業開始届	4				1		3
	特定設備工事事業変更届	14	1	5	3			4
	特定設備工事事業廃止届	3	1	1				1
	液化石油ガス設備工事届	33	1	16	3	4		8
	その他届出等	1						

(9) 消防同意等

利用形態等に応じた防災設備に係るハード面及びその運用体制に係るソフト面の両面から、総合的に機能するように防火安全対策を推進しています。

【第55表】消防同意等行政区別取扱件数

		(令和5年度)						
区分	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
同意等	116	224	148	173	80	217	105	1,063
通知	118	251	657	192	66	601	84	1,969
計	234	475	805	365	146	818	189	3,032

【第56表】同意別取扱件数

		同意別取扱件数 (令和5年度)		
区分	計	確認申請	計画通知	許可申請
計	1063	940	35	88

【第57表】用途別取扱件数

区分	計	(1) 項	(2) 項	(3) 項	(4) 項	(5) 項	(6) 項	(7) 項	(8) 項	(9) 項	(10) 項	(11) 項	(12) 項	(13) 項	(14) 項	(15) 項	(16) 項	(17) 項	(18) 項	(19) 項	(20) 項	(21) 項	(22) 項	(23) 項	(24) 項	(25) 項	(26) 項	(27) 項	(28) 項	(29) 項	(30) 項	(31) 項	(32) 項	(33) 項	(34) 項	(35) 項	(36) 項	(37) 項	(38) 項	(39) 項	(40) 項	(41) 項	(42) 項	(43) 項	(44) 項	(45) 項	(46) 項	(47) 項	(48) 項	(49) 項	(50) 項	(51) 項	(52) 項	(53) 項	(54) 項	(55) 項	(56) 項	(57) 項	(58) 項	(59) 項	(60) 項	(61) 項	(62) 項	(63) 項	(64) 項	(65) 項	(66) 項	(67) 項	(68) 項	(69) 項	(70) 項	(71) 項	(72) 項	(73) 項	(74) 項	(75) 項	(76) 項	(77) 項	(78) 項	(79) 項	(80) 項	(81) 項	(82) 項	(83) 項	(84) 項	(85) 項	(86) 項	(87) 項	(88) 項	(89) 項	(90) 項	(91) 項	(92) 項	(93) 項	(94) 項	(95) 項	(96) 項	(97) 項	(98) 項	(99) 項	(100) 項
		計	3,032	5	4	0	0	0	0	0	18	39	1	164	1	0	2	20	12	1	0	0	6	8	0	5	2	2	3	12	1	0	0	15	2	83	0	16	0	68	163	22	14	0	0	0	0	19	355	165	1,804																																																		

【第58表】工事別取扱件数

		(令和5年度)								
計	新築	増築	改築	移転	大規模の修繕	大規模模様替	用途変更	その他		
1,063	868	170	2	1	5			16		1

【第59表】消防用設備等検査済証交付件数

(令和5年度)

区 分		計	消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備	屋外消火栓設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	漏電火災警報器	火災通報装置	非常警報設備	避難器具	誘導灯	消防用水	排煙設備	連結散水設備	連結送水管	動力消防ポンプ設備	非常コンセント設備
計		1,560	411	59	65	0	13	517	1	3	37	46	54	260	0	0	0	60	1	33
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	18	3	3				4				1	1	6						
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	25	6					4				6		9						
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	9	1					4					2	2						
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	1						1												
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0																		
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	2						1						1						
(3) 項 イ	待合・料理店等	0																		
(3) 項 ロ	飲食店	40	14					6				2	3	15						
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	108	27	3	9			26				6		37						
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	22	4	1	1			5			2			7				1		1
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	447	137	2	3			166	1	1	4	11	45					48		29
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	4						3			1									
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	0																		
	(3) 病院（(1)を除く）、有床診療所（(2)を除く）、有床助産所	31	2	1	8			9			3		1	6					1	
	(4) 無床診療所、無床助産所	35	17					13	1	1	1			2						
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	28	5		1			8			6		2	6						
	(2) 救護施設	0																		
	(3) 乳児院	0																		
	(4) 障害児入所施設	0																		
	(5) 障害者支援施設等	21	4		4			4			5			4						
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	22	8		2			6			2	2	1	1						
	(2) 更生施設	0																		
	(3) 保育所・児童養護施設等	35	9					9			6		2	9						
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	36	15					3			2			16						
	(5) 障害者施設	28	2		2			14			2	5	1	2						
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	18	4	3	1		4			1		2	3							
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	71	7	1			1	44					2	16						
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	1			1															
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	2											1	1						
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	0																		
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	0																		
(11) 項	神社・寺院・教会等	3										2		1						
(12) 項 イ	工場又は作業場	131	39	19			5	53						14						1
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0																		
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	13	4					7			1			1						
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0																		
(14) 項	倉庫	118	38	15			7	39			1			16					2	
(15) 項	前各項に該当しない事業場	175	53	7				62			1	11	9	32						
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	91	5	4	33			13	1	1	4	4	15	1					7	3
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	25	7					9					1	7					1	
(16の2) 項	地下街	0																		
(16の3) 項	準地下街	0																		
(17) 項	重要文化財等建造物	0																		
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	0																		

(10) 予防技術の充実

平成18年度から「予防技術資格者制度」が始まり、計画的に資格を取得しています。

【第60表】予防技術資格者（認定者）の状況（過去5年間）

区 分	消防用設備等	危 険 物	防 火 査 察	予防技術資格者数
令和元年度	43	40	41	95
令和2年度	44	45	44	102
令和3年度	43	44	44	102
令和4年度	47	48	50	109
令和5年度	47	44	47	108

(注) 予防技術資格者は、複数の資格を有する者あり

(11) 他部局等との連携

夜間合同査察（福岡県警察・建築都市局・保健福祉局）

令和5年度は、計2回（小倉北区1回、八幡西区1回）夜間合同査察を実施しました。

